

# オープンカウンター方式(試行)について

近畿地方整備局(本局)における、一部の事務用品等の調達において、オープンカウンター方式(試行)の見積り合わせを実施します。発注情報(見積依頼書)は毎月10日頃に近畿地方整備局ホームページ(注1)に掲載します。(臨時で掲載することもあります。)

## オープンカウンター方式とは…

見積りの相手方を発注者が特定せず、参加を希望する方(注2)からの見積書提出により、契約の相手方を決定する方法です。

(注1)ホームページのURLは次の通り。

URL [http://www.kkr.mlit.go.jp/n\\_info/ad/open/index.html](http://www.kkr.mlit.go.jp/n_info/ad/open/index.html)

(注2)参加資格については、全省庁統一の競争参加資格を有する者など、オープンカウンター方式(試行)実施要領に定められたとおりです。

## オープンカウンター方式の流れ

### 発注情報

毎月10日頃、ホームページに見積依頼書に掲載します。(臨時で掲載することもあります。)

(注)役務については、見積依頼書の掲載は随時行います。

### 仕様書等

参加希望の方に見積依頼書、仕様書等を交付します。

### 見積り 合わせ

見積書提出期限までに提出された見積書にて見積り合わせを行います。(注)見積り合わせに立ち会う必要はありません。

### 結果の公表

見積り合わせの結果は、契約課カウンターにて閲覧に供します。

### 支払い

支払いは完了払いとし、検査合格後、適法な請求書を受理した日から30日以内の支払いとします。

<問い合わせ先>

国土交通省 近畿地方整備局 総務部 契約課 購買第二係  
〒540-8586 大阪市中央区大手前1-5-44  
大阪合同庁舎第1号館  
TEL 06-6942-1141(代) FAX 06-6943-7834

## 近畿地方整備局オープンカウンター方式（試行）実施要領

### （定義）

第1条 オープンカウンター方式とは、会計法第29条の3第5項の規定に基づき実施する随意契約（以下、「少額随意契約」という。）において、契約担当官等（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。）が見積り依頼の相手方を選定せず、参加を希望する者から提出される見積書により見積り合わせを行い、契約の相手方を決定する方式をいう。

### （対象）

第2条 本要領は予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第2号から第7号までに規定するもののうち、本方式によることが適当であると認められるものを対象とする。（工事、コンサルタント業務は除く。）

### （参加資格）

第3条 本要領に基づくオープンカウンター方式による見積り合わせに参加できる者は以下の資格を有している者であること。

- 一 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 二 国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において、競争参加を希望する地域を「近畿地域」（契約担当官等により「東海・北陸地域」を加える場合もある）として競争参加資格を有している者又は当該競争参加資格を有しない者にあつては見積書提出期限までに競争参加資格の認定を受けていることを証明できる者であること。  
なお、競争参加資格の種類については、見積り依頼書毎に契約担当官等が定める。
- 三 見積り合わせの時に近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- 四 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 五 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- 六 見積書を提出しようとする案件の仕様書等の交付を受けた者であること。

### （見積り依頼の方法等）

第4条 オープンカウンター方式に基づく見積りに関する諸条件は以下のとおりとする。

- 一 オープンカウンター方式により少額随意契約を行う場合は、見積り依頼書（様式①）、を発注事務所等のホームページへの掲載を行うことをもって見積り依頼とする。
- 二 見積りに関する諸条件は、見積り依頼書（様式①）、仕様書、数量総括表、図面（以下、「仕様書等」という。）により提示することとする。

- 三 仕様書等の交付は、発注事務所等調達機関の契約担当窓口にて行う。  
仕様書等の交付を受けた参加希望者は仕様書等受領書（様式②）に必要事項を記入のうえ当該発注事務所等調達機関に提出するものとする。  
なお、当分の間は、希望があれば仕様書等をファックスにて送付することもできる。

（見積り等）

第5条 見積書を郵便（書留郵便に限る）若しくは信書便（見積書の提出期限までに到達するものに限る。）により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に見積書在中の旨を朱書し、中封筒に見積者の商号又は名称、見積件名及び見積日時を記載して、支出負担行為担当官宛の親展で提出しなければならない。

（見積り合わせの結果の公表）

第6条 見積り合わせの結果は、当該発注事務所等調達機関にて閲覧に供する。

（その他）

第7条 本実施要領に定めのないその他の取扱いについては近畿地方整備局随意契約見積心得によるものとする。なお、近畿地方整備局随意契約見積心得は、下記URLにて公開しているので、見積参加者は熟読の上見積すること。

URL [http://www.kkr.mlit.go.jp/n\\_info/sankasya/contract\\_etc/qgl8vl00000071bf-att/03.pdf](http://www.kkr.mlit.go.jp/n_info/sankasya/contract_etc/qgl8vl00000071bf-att/03.pdf)

平成 年 月 日

オープンカウンター参加業者 殿

(分任) 支出負担行為担当官

## 見 積 依 頼 書

下記事項について見積書を提出願います。

## 記

- |                |   |
|----------------|---|
| 1 件 名          |   |
| 1 履行又は納入期限     | 平成 年 月 日まで  |
| 1 履行又は納入場所     |   |
| 1 見積書提出場所      |   |
| 1 見積書提出期限      | 平成 年 月 日 時 分まで  |
| 1 見積り合わせ日時     | 平成 年 月 日 時 分  |
| 1 見積方法         | 消費税及び地方消費税に係る課税事業者は消費税及び地方消費税を含めた金額を見積書に記載すること。   |
| 1 契約保証金        | 免除  |
| 1 図面(内訳書)及び仕様書 | 別途交付による   |
| 1 契約書作成の要否     | 否   |
| 1 見積心得         | <a href="http://www.kkr.mlit.go.jp/n_info/sankasya/contract_etc/qg18v100000071bf-att/03.pdf">http://www.kkr.mlit.go.jp/n_info/sankasya/contract_etc/qg18v100000071bf-att/03.pdf</a>           |
| 1 競争参加条件       | 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」の近畿地域の競争参加資格を有するものであること。その他は近畿地方整備局オープンカウンター方式(試行)実施要領第3条(参加資格)のとおり。   |
| 1 支払条件         | 発注者が適法な請求書を受理した日から30日以内   |
| 1 その他          | (1) 見積書を郵便(書留郵便に限る。)若しくは信書便(見積書の提出期限までに到達するものに限る。)により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に見積書在中の旨を朱書し、中封筒に見積者の商号又は名称、見積件名及び見積日時を記載して、支出負担行為担当官宛ての親展で提出しなければならない。<br>(2) 見積心得及び近畿地方整備局オープンカウンター方式(試行)実施要領を熟読のこと。 |

## 仕様書等受領書

下記件名の仕様書等を受領しました。

件 名

---

受領年月日 平成 年 月 日

---

会 社 名

---

受領者氏名 印

---

電 話 番 号

---

F A X 番 号

---

# 見 積 書

¥ \_\_\_\_\_ (税込)

ただし、  
近畿地方整備局随意契約見積心得等を承諾の上、見積りします。

平成 年 月 日

住 所

商号 又は 名称

代表者 氏名

(分任) 支出負担行為担当官

殿